

第10期

相模原市分別収集計画

令和4年6月

相模原市環境経済局資源循環推進課

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられていた社会経済・ライフスタイルを見直し、「循環型社会」を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においても、この「循環型社会」の実現へ向け、廃棄物のリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）といういわゆる「3R」に、不要なものを買わない、断るといった考え方のリフューズ（発生抑制）を加えた「4R」を推進し、多くの施策に取り組んできた。

このような中で、廃棄物行政を取り巻く環境の変化に対応するため、平成31年3月に第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」を基本理念として、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に連携・協力しながら、ごみの発生・排出抑制や環境負荷の低減をめざすこととしている。

本計画は、こうした状況を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再資源化を図るため、市民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画を推進することで、廃棄物減量による最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用がなされ、持続可能な循環型社会の形成に寄与するものである。

2 基本的方向

本計画は、基本計画が示す次の取組の柱を踏まえて実施する。

(1) ごみの更なる削減

循環型社会への移行を加速するため、「4R」（ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用）を更に推し進めたライフスタイルやビジネススタイルの定着をめざす。

(2) ごみの適正な処理

ごみの排出から収集・運搬、処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であるため、廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理するとともに、環境負荷の低減に努める。

(3) ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が自主的に啓発活動や美化活動を実施するとともに連携を強化し、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりを進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度～令和9年度）とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	52,822t	52,981t	53,191t	53,398t	53,759t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、次の取組を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場により役割を分担し、相互に連携・協力を図る。

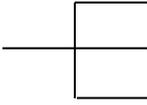
(1) 過剰包装やレジ袋等の削減		
市民の取組	事業者の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装、詰め替え商品、リターナブル（再利用できる）容器を使用した商品等の選択 ・割り箸、プラスチック製品のスプーン・ストロー等の利用削減 ・物を大切に長く使う生活スタイルへの転換 ・マイバッグの利用によるレジ袋の利用削減 ・マイボトルの利用によるペットボトル等の利用削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装の導入の推進 ・容器、包装材等の回収の推進 ・簡易包装商品やマイバッグ・マイボトル利用時の割引等の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ、マイ箸、マイボトル等の利用促進 ・レジ袋削減や簡易包装導入など、事業者への働きかけの強化
(2) ごみの資源化の拡大		
市民の取組	事業者の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出ルールに基づく分別の徹底 ・「集団資源回収」の取組の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化が可能な容器や包装材等の開発・利用の推進 ・容器、包装材等の回収・資源化の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援 ・事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進 ・「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ

(3) 4Rに関する情報発信や環境教育の推進		
市民の取組	事業者の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・「集団資源回収」を通じた地域での環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市との連携によるごみ排出ルール周知、環境に関するワークショップ等の実施 ・「集団資源回収」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出ルールの周知・啓発 ・リサイクルスクエアや各種イベントにおける4RのPR ・出前講座、ワークショップ等の継続的な環境教育の推進 ・ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体を活用した情報発信

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び市におけるこれまでの分別収集への取組などを総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

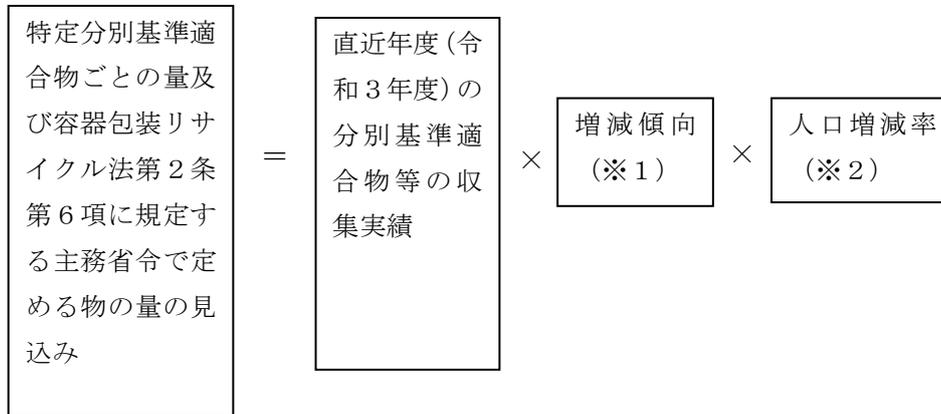
また、市民の協力度、中間処理を委託する民間事業者の施設、収集体制、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん類
主として ガラス製の容器  無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラ製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	779t		754t		730t		706t		684t	
主としてアルミ製の容器	1,228t		1,237t		1,247t		1,256t		1,267t	
無色のガラス製容器	(合計) 1,713t		(合計) 1,641t		(合計) 1,572t		(合計) 1,505t		(合計) 1,443t	
	(引渡額) 1,713t	(独自処理量)	(引渡額) 1,641t	(独自処理量)	(引渡額) 1,572t	(独自処理量)	(引渡額) 1,505t	(独自処理量)	(引渡額) 1,443t	(独自処理量)
茶色のガラス製容器	(合計) 1,111t		(合計) 1,076t		(合計) 1,042t		(合計) 1,007t		(合計) 976t	
	(引渡額) 1,111t	(独自処理量)	(引渡額) 1,076t	(独自処理量)	(引渡額) 1,042t	(独自処理量)	(引渡額) 1,007t	(独自処理量)	(引渡額) 976t	(独自処理量)
その他のガラス製容器	(合計) 1,117t		(合計) 1,103t		(合計) 1,090t		(合計) 1,076t		(合計) 1,064t	
	(引渡額) 1,117t	(独自処理量)	(引渡額) 1,103t	(独自処理量)	(引渡額) 1,090t	(独自処理量)	(引渡額) 1,076t	(独自処理量)	(引渡額) 1,064t	(独自処理量)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	60t		56t		51t		47t		43t	
主として段ボール製の容器	7,720t		7,858t		7,999t		8,135t		8,289t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 4,054t		(合計) 4,248t		(合計) 4,451t		(合計) 4,660t		(合計) 4,888t	
	(引渡額) 4,054t	(独自処理量)	(引渡額) 4,248t	(独自処理量)	(引渡額) 4,451t	(独自処理量)	(引渡額) 4,660t	(独自処理量)	(引渡額) 4,888t	(独自処理量)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1,731t		(合計) 1,762t		(合計) 1,794t		(合計) 1,824t		(合計) 1,859t	
	(引渡額) 1,731t	(独自処理量)	(引渡額) 1,762t	(独自処理量)	(引渡額) 1,794t	(独自処理量)	(引渡額) 1,824t	(独自処理量)	(引渡額) 1,859t	(独自処理量)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 6,521t		(合計) 6,703t		(合計) 6,890t		(合計) 7,075t		(合計) 7,280t	
	(引渡額) 6,521t	(独自処理量)	(引渡額) 6,703t	(独自処理量)	(引渡額) 6,890t	(独自処理量)	(引渡額) 7,075t	(独自処理量)	(引渡額) 7,280t	(独自処理量)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法



※1 平成28年度から令和元年度までの収集実績の増減率から算出

(令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による増減があり、正確な数値として疑義が残ることから、令和元年度までの増減率により算出した。)

※2 平成27年国勢調査に基づく人口推計から算出

推計人口（平成27年国勢調査ベース）				
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
721,148人 (対前年度比)	719,617人 (対前年度比)	717,831人 (対前年度比)	715,765人 (対前年度比)	714,992人 (対前年度比)
99.93%	99.79%	99.75%	99.71%	99.89%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類に応じ、下表のとおり分別収集を実施する。なお、分別収集は、市が資源回収業者に委託して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
かん	スチール	かん類	委託事業者による定期回収（週1回）	委託事業者
	アルミ			
びん	無色のガラス	びん類		
	茶色のガラス			
	その他のガラス			
紙	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	プラスチック製容器包装	プラ製容器包装		

※かん類、びん類、紙パック及び段ボールについては、引き続き集団資源回収を実施する。

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管等については、市が中間処理を委託する民間事業者の施設で行う。

	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理	
スチール	かん類	透明又は半透明 の袋	パッカー車 又は 平ボディ車	市の委託処理施設（選別・圧縮・ 保管施設）	
アルミ					
無色のガラス	びん類				
茶色のガラス					
その他のガラス					
飲料用紙製容器	紙パック				ひもでしばる
段ボール	段ボール				ひもでしばる
その他の紙製容器包装	紙製 容器包装				ひもでしばるか、 紙袋に入れて ひもでしばる
ペットボトル	ペット ボトル				透明又は半透明 の袋
プラスチック製容器包装	プラ製 容器包装				

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 地域におけるごみの減量化・資源化を図るため、各自治会に廃棄物減量等推進員を設置し、市と地域のパイプ役を担ってもらうとともに、地域の実情に応じた積極的かつ自主的な活動を推進する。
- ・ 令和4年4月1日施行のプラスチック資源循環法に基づき、プラスチック使用製品廃棄物について、分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定に努める。